

特別支給手続開始決定公告

令和 6 年 10 月 11 日

松江地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 松江地方検察庁 令和 6 年 第 2 号

2 特別支給手続開始決定の年月日 令和 6 年 10 月 11 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年 9 月 15 日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人両名は、中小企業庁が所管する国の持続化給付金制度を利用して同給付金名目で現金をだまし取ろうと考え、多数の申請名義人、氏名不詳者らと共に謀の上、同給付金の給付対象者に該当しないのに、中小企業庁から同給付金事務事業の委託を受けた業者に対し、各申請名義人の事業内容・事業収入等の内容を偽って、給付申請ページに接続して、虚偽を含む内容を入力とともに、内容虚偽を含む画像データ等を送信し、同給付金の給付申請を行い、同業者の担当者らに、同給付申請が給付要件を満たす正当なものであると誤信させ、その給付を決定させて各申請名義人の口座に現金を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

被告人らが犯罪に使用した申請名義（検察官が既に把握しているもの）

アビルトモコ、アビルユカ、イソワキモリオ、ウガワヤスコ、カトウタダカズ、カドワキトシユキ、カマダ、シラサワヨシオ、シングウサトミ、スエヨシ、ソネジュンコ、ソブエイサム、タナカマコト、タニオカ、タメヒロサツキ、チャキティイジ、トネフジコ、ニワトシユキ、ノザキフミコ、ハットリマサコ、ババ、ヒラタカズヒロ、フジワラ、ホリウチカツヒコ、ホリウチカツヒサ、マチダジュンコ、ミオフミコ、ミノオカサトリ、ミヤシゲショウ、ヤマグチリュウスケ、ヤマゾエヒロコ、ヤマダカズコ、ワタナベイツコ

5 残余給付資金の額 金1,546万7,460円

6 特別支給申請期間 令和6年10月11日から令和6年11月14日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 被告人氏名 ①大竹留みこ、②丸山 伸悟
- (2) 裁判所名 ①②松江地方裁判所
- (3) 裁判年月日 ①②令和3年11月25日
- (4) 確定年月日 ①令和4年4月9日、②令和3年12月10日
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人両名は、多数の申請名義人、氏名不詳者らが共謀して、中小企業庁が所管する国の持続化給付金制度の給付対象者に該当しないのに、中小企業庁から同給付金事務事業の委託を受けた業者に対し、各申請名義人の事業内容・事業収入等の内容を偽って、給付申請ページに接続して、虚偽を含む内容を入力するとともに、内容虚偽を含む画像データ等を送信し、同給付金の給付申請を行い、同業者の担当者らに、同給付申請が給付要件を満たす正当なものであると誤信させ、

その給付を決定させて各申請名義人の口座に振込入金させてだまし取った現金の帰属を仮装しようと考へ、氏名不詳者らと共に謀の上、令和2年7月10日から同年9月15日までの間、11回にわたり、名古屋市内の名古屋中央郵便局ほか7か所において、持続化給付金の名目でだまし取った現金合計1,709万円を、被告人大竹らが管理する中林一夫名義の通常貯金口座ほか3口座に預け入れて入金し、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（同法第10条1項前段）

- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒690-0886 松江市母衣町50番地

松江地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号（代表） 0852-32-6700 内線336